

会 員 規 程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人緑の地球防衛基金（以下「この法人」という。）の定款第56条第2項の規定に基づき、会員の入会及び退会並びに会費の納入等について必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 この法人の目的に賛同し、事業を後援する個人又は団体は、理事長の承認を得て会員となることができる。

2 会員は、次のとおりとする。

- ① 個人会員
- ② 団体会員

(入会)

第3条 会員として入会しようとする者は、会員加入申込書（第1号様式）により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は、前項の申込があったとき、入会を拒否する正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付して書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の除名)

第4条 会員は次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により除名することができる。

- ① 違法行為又は著しく道義にもとる行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
- ② 個人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第6号の暴力団員等に該当することが判明した場合又は団体が同法同号に該当するに至ったとき
- ③ 正当な理由がなく会費を継続して1年分以上滞納したとき

2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第5条 会員は、退会しようとするときは、この法人に届け出なければならない。

2 前項の場合、既納会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会費)

第6条 会員は、次の年会費1口以上を毎年納入しなければならない。

個人	一般会員	3,000円
	賛同会員	10,000円
団体	一般会員	30,000円
	賛同会員	100,000円

(会員の特典)

第7条 会員は、機関紙「緑の地球新聞」をはじめ刊行物の配布、この法人主催の海外植林活動やシンポジウムなど催事への優先的参加その他のサービスを受けることができる。

(会費の使途)

第8条 第6条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の定款第4条の事業に使用する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人緑の地球防衛基金の設立登記のあった日（平成24年4月1日）から施行する。

第1号様式（第3条第1項関係）

会 員 加 入 申 込 書

ふりがな
氏 名

住 所

電 話

会員の種類

その他